

中国におけるハーグ協定加入後の運用について



北京銀龍知識産権代理有限公司

周 愷
機械意匠部 意匠Gリーダー

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。周氏は、中国で大学卒業後、2009-2012 年製品設計者を務めた。2012 年に北京銀龍に入所して今に至るまで機械部専利代理人を務めており、米国、ヨーロッパ、日本、および韓国のクライアントの特許・意匠出願の英語から中国語/中国語から英語への翻訳、校正、作成、申請、審査意見の応答、復審の応答、無効審判などの業務、および国内クライアントの出願書類の作成などの業務を担当してきた。2019 年から意匠グループリーダーとなり、同所の意匠出願の品質検査などの業務を担当している。

【概要】

2022 年 2 月 5 日、中国は「意匠の国際登録に関するハーグ協定」（以下「ハーグ協定」という）への加入書を寄託し、2022 年 5 月 5 日、ハーグ協定が中国で正式に発効した。これは、中国が世界的な知的財産の管理に深く参画するための新たな一歩を踏み出したことを示している。2024 年 1 月 20 日、改正された専利法実施細則（以下「実施細則」という）および専利審査指南（以下「審査指南」という）が施行され、実施細則の改正内容に対応した「改正後の専利法およびその実施細則関連の審査業務処理に関する経過措置」（以下「経過措置」という）も正式に発表された。これらの規定によって、中国における国際意匠出願の処理手続が明確にされた。本稿では、改正された実施細則、審査指南に基づいて、ハーグ協定の中国における最新の運用について解説する。

【詳細及び留意点】

1. 「経過措置」の特別項目に関する解釈

「経過措置」は、全 17 条からなり、そのうちの第 16 条が国際意匠出願に関連するものであり、具体的には下記のとおりである。

「経過措置」 第 16 条

国務院専利行政部門は、2024年1月20日より、出願日が2022年5月5日以降の国際意匠出願に対して、改正後の専利法実施規則第136条から第144条を適用して審査する。

〔規定の解釈〕

中国を指定した国際意匠出願の審査について、改正後の実施細則の「第12章 国際意匠出願に関する特別規定」（以下「特別規定」という）の第136条から第144条に規定されている。また、これらの規定を受けて、改正後の専利審査指南では、「第6部分 意匠の国際出願」が新設された。

これらによって、ハーグ協定に基づいて提出された国際意匠出願に関する審査について、明確な根拠が設けられた。

2. 「特別規定」の出願手続に関する規定の解釈

上記特別規定のうち、出願人が留意すべき出願手続に係る規定は第139条から第142条まであり、以下これらについて説明する。

(1) 優先権の主張

第139条

国際事務局が公開した国際意匠出願に1または複数の優先権が含まれる場合は、既に専利法第30条の規定に従って書面声明を提出したとみなされる。

国際意匠出願の出願人が優先権を要求する場合は、国際意匠出願の公開日から起算して3か月以内に先願書類の副本を提出しなければならない。

〔規定の解釈〕

本条は、優先権を主張する場合、優先権の根拠となる基礎出願の謄本を国務院専利行政部門に提出しなければならないことを規定している。ただし、特許のPCT出願の実務とは異なり、この段階で現地代理人に委任することは必須ではない（審

査指南第 6 部分第 2 章 6.1)。よって、謄本を何等かの方法（郵便や窓口）で国務院専利行政部門に提出すればよい。

（2）新規性喪失の例外の適用

第 140 条

国際意匠出願に係る意匠に、専利法第 24 条第（2）号または第（3）号に列挙される状況が存在する場合は、意匠を国際出願した際の声明を提出するとともに、国際意匠出願の公開日から起算して 2 か月以内に実施細則第 33 条第 3 項に規定される関連する証明書類を提出しなければならない。

〔規定の解釈〕

この規定は、国際意匠出願の DM/1（出願フォーマット）第 15 欄の「新規性喪失の例外（Exception to Lack of Novelty）」に対応している。出願人は、中国を指定した国際意匠出願を行う際に、新規性喪失の例外の適用を受ける旨の声明を行えば、関連加盟国の意匠法が与えた例外的な待遇を享受することができる。中国に移行する際に、出願人が上記の例外適用を享受することを要求する場合、関連する証明書類を国務院専利行政部門に提出しなければならない。審査官は、証明書類に明記された関連する日付および内容が、保護を要求する意匠と明確に関連しているか否かについて審査を行う（審査指南第 6 部分第 2 章 6.3）。

（3）分割出願

第 141 条

1 つの国際意匠出願に 2 つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は国際意匠出願の公開日から起算して 2 か月以内に、国務院専利行政部門に対し分割出願を提出し、費用を納付することができる。

〔規定の解釈〕

本条は、1 件の国際出願に纏められる意匠と 1 件の中国出願に纏められる意匠の数が異なるときに分割出願ができることを規定している。審査では、分割出願の願書に原出願の出願日および出願番号が記載されているかが確認され、当該原出願の出願日および出願番号は、それぞれ国際登録日と国際登録番号でなければならない（審査指南第 6 部分第 1 章 3.4）。

(4) 意匠の簡単な説明

第 142 条

国際事務局が公開する国際意匠出願に意匠の要点を含む明細書が含まれる場合は、既に実施細則第 31 条の規定に従って簡単な説明を提出したものとみなされる。

〔規定の解釈〕

意匠出願をする際には、簡単な説明を提出しなければならず、具体的には、意匠製品の名称、用途、意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点を明瞭に示されている 1 枚の図面または写真を指定しなければならない（実施細則第 31 条第 3 項、審査指南第 1 部分第 3 章 4.3）。しかし、ハーグ協定では、明細書に上記内容を含むことは要求されていない。このため、国際意匠出願が中国に移行し、審査される際、明細書が実施細則等の規定を満たさない状況が生じる。この条文は、このような状況に対応し、国際意匠出願の明細書に対する中国における要件を明確にしたものである。

3. ハーグ協定（国際意匠出願）と中国意匠制度（中国意匠出願）との比較

ハーグ協定に基づく国際意匠出願と中国専利法に基づく中国意匠出願を比較した結果について説明する。

はじめに、1 つの意匠出願に含むことができる意匠については、ハーグ協定では、ロカルノ分類の同一の類に含まれるものであれば、最大 100 個まで 1 つの意匠出

願に含めることが可能である（ハーグ協定の共通規則 第 7 規則(3)(v)、(7)）。すなわち、それら意匠は互いに類似している必要もなく、組物である必要もない。

他方、中国意匠制度では、1 つの意匠出願に複数の意匠を含むことは可能であるが、中国がハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定に加盟する際に、1999 年改正協定第 13 条 1 項に基づく宣言を行っており、中国では意匠の単一性要件を満たすことが要求されている^{※1}。このため、1 つの意匠出願に含むことができるのは、最大 10 個の類似意匠である。なお、組物の場合には、特に数の制限はないが組物として販売または使用される意匠に限定されている（実施細則第 40 条）。

※1（参考）日本特許庁「ハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定への加盟及び宣言事項について：中国（参考訳）」https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/members_info/wipo_china1999.html

つぎに、権利化手続については、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法の公告（第 481 号）」（2022 年 4 月 22 日）に、中国を指定した国際意匠出願の審査について明確な規定がなかったため、中国国内における審査を経ることなく、当該意匠について専利権を取得することができるとの考えもあった。しかし、改正実施細則および審査指南では、国際事務局が国際意匠出願を公開した後、国务院専利行政部門が国際意匠出願に対する審査を行い、審査結果を国際事務局に通知すると規定された（実施細則第 138 条、審査指南第 6 部分第 2 章 3.）。したがって、審査に関しては国際意匠出願と通常の中国意匠出願との間で差はないと考えられる。

なお、ハーグ協定では、締約国にした意匠出願に基づく 6 か月の優先権を認めている（ハーグ協定第 6 条）。これに従うように、2021 年 6 月から施行された専利法では、意匠の国内優先制度が盛り込まれている（専利法第 29 条第 2 項）。

さらに、権利維持費用の納付について、ハーグ協定では、中国意匠制度のような年金方式を用いておらず、中国における商標と同じような更新方式を採用しており、国際登録日から 5 年ごとにさらに 5 年権利を更新することができる（ハーグ協定第 17 条(1)、(2)）。

さらに、ハーグ協定に規定された最低保護期間 15 年（ハーグ協定第 17 条 (3)(a)、(b)）に対応するため、2021 年 6 月施行の専利法では、意匠の存続期間が 10 年から 15 年に変更されている（専利法第 42 条）。

4. ハーグ協定に基づく中国意匠に関する新しい考え方

中国および外国の企業、あるいは個人およびその他のデザイン業務関係者にとって、ハーグ協定に基づく中国での意匠出願およびその権利保護は、以下のようなメリットがある。

1 つ目は、出願手続上のメリットである。ハーグ協定の特徴として、「一括登録、一括権利、一種類の言語、一種類の通貨、一括更新、一括変更」がある。したがって、ハーグ協定に基づく 1 件の国際意匠出願により、最大 97 か国（2024 年 10 月 10 日現在）^{※2}で保護を受けることができ、ロカルノ分類の同一の類に属するものであれば最大 100 個の意匠を含めることができる。

※2 WIPO 「Hague System」 <https://www.wipo.int/en/web/hague-system>

一方、ハーグ協定の当該メリットを生かして 10 個以上の意匠をまとめて 1 件とした国際意匠出願において中国を指定する場合、類似意匠の最大数（10 個）を満たさないという拒絶理由を受けないように、実施細則 141 条に基づいて分割する必要がある。

2 つ目は、審査手続上のメリットである。例えば、PCT 出願の場合、国際段階を経て、中国への移行手続を期限までに行う必要がある。これに対し、ハーグ協定に基づく国際意匠出願は、国務院専利行政部門が WIPO の国際公開書類を参照し、自ら審査を開始することが可能である。出願書類に形式的な問題がなく拒絶理由が発行されなかった場合、出願人は、国際公開から 12 か月以内に国務院専利行政部門から自動的に意匠の保護を受けることができる。

3つ目は、コスト上のメリットである。ハーグ協定に基づく国際出願の手続の流れは、国際出願→国際公開→（拒絶理由無し）→国際登録となるので^{※3}、中国の基準（図面作成基準や類似意匠基準など）に基づいて国際意匠出願を提出することを前提とした場合、拒絶理由を受けることなく登録されることも可能である。この場合、上述の「一括登録、一括権利、一種類の言語、一種類の通貨、一括更新、一括変更」により、コストを大幅に減らすことができる。

※3（参考）日本特許庁「国際意匠登録出願の流れ」https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/kokusai_nagare.html

5. まとめ

ハーグ協定により、出願人の登録手続の効率が向上するとともに、複数国へ出願する際のコスト削減も実現できる。また、1件の出願に含まれる意匠の数が多いほど、中国製品の意匠に関する海外における意匠戦略や、外国製品の意匠に関する中国における意匠戦略において、意匠権に基づく権利行使がより容易に可能となる。

現在、ハーグ協定に基づく中国への国際意匠出願は、独立した意匠制度として、中国の従来からの意匠制度（国内出願ルート）と並存して実施されている。これにより、中国における意匠権保護において新たな選択肢が生まれ、意匠権者は、中国や世界市場をターゲットとして、より柔軟で効率的な権利取得が可能になっている。

【ソース】

- ・中国専利法（2020年改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf

（日本語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

- ・中国専利法実施細則（2023改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20240120_1.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf

- ・中国専利審査指南（2023 年改正）

(中国語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_2.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_1.pdf

- ・改正後の専利法およびその実施細則関連の審査業務処理に関する経過措置（第 59 号）

(中国語) https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_74_189199.html

- ・ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法の公告（第 481 号）

(中国語) https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_74_175158.html

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220505_5.pdf

- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(日本語) https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/01_kaisei_kyotei.pdf

- ・ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則

(日本語) https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/02_kyotsu_kisoku.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)